

ネット時代を最後まで考え抜く著作権法とは（その2）

柳原 敏夫

1、（その2）の意味

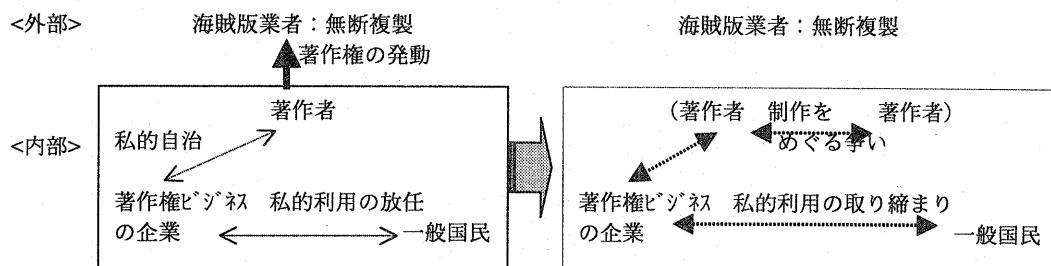
その1で、ネット時代のコインの表——生理的な現象面——の意味を解説しようとした。

その2では、コインの表を踏まえて、もうひとつの面、コインの裏——ネット時代の病理的な現象面——の意味を解説しようと思う。

2、新しい病理現象の登場

内部（law）と外部（outlaw）を隔てる従来の境界の消滅＝病理が外部→内部へ移行

- ①家庭内複製など私的利用が大問題
- ②集団的な権利者の処遇をめぐる問題
- ③コンテンツ制作における著作権侵害の増大



3、新しい病理現象に対する評価の混乱

- ①システムそのものと現象とを混同→両者の峻別
 - ex. Napster, Gnutella, Freenet など peer-to-peer とよばれる仕組み
- ②評価の価値基準自体の変遷＝新しい価値の到来
 - α. 消費社会→循環型社会へ
複製→リサイクル・レンタル
 - β. 私有→共生的共有（電子共産主義？）へ
公共的な情報（ex. OS）の共有

4、新しい病理現象に相応しい新しい防止方法の探求

法律の任務：一方で、生理的現象の助長。他方で、病理的現象の防止。

- ①裁判制度内部での見直し（改良）
 - α. 規模の拡大
—国内→全世界へ
 - β. 専門性の進行
著作権その他の知的財産権→著作権それ自体でさらに専門化・細分化が必要
 - γ. 権力の行使の変貌
著作権事件の様相が、社会的→家庭的・個人的
無法者（outlaw）→ 堅気者（you!）
- ②裁判制度そのものの見直し（他の制度との関係）
 - 事後的な救済→事前の予防
 - α. 技術による予防：不正コピー等の防止
 - β. 契約法による予防：不当、不平等な契約内容の法による是正
 - γ. 制度による予防：弱者である著作権者の連合を組織
 - δ. 理論による予防：著作権侵害の判断基準の確立

以上